



鳥取県公報

平成 25 年 6 月 18 日 (火)
第 8 5 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (496) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (497) (〃) 3
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (498) (〃) 3
	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (499) (くらしの安心推進課) 3
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (2件) (500・501) (経済産業総室) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (502) (西部総合事務所地域振興局) 5
	土地改良区の役員の就退任 (3件) (503~505) (西部総合事務所農林局) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 9

告 示

鳥取県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大杵206-2	ヘルパーステーションこすもす	鳥取市大杵206-2	訪問介護	平成25年5月15日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	訪問リハビリテーション・サンテリアオン	倉吉市山根55-233	訪問リハビリテーション	平成25年6月1日
株式会社シサマ	鳥取市南限881	株式会社シサマ	鳥取市南限881	福祉用具貸与	平成25年5月20日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社クリエイト	鳥取市大杵206-2	ヘルパーステーションこすもす	鳥取市大杵206-2	介護予防訪問介護	平成25年5月15日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町203	介護予防居宅療養管理指導	平成25年4月1日
株式会社シサマ	鳥取市南限881	株式会社シサマ	鳥取市南限881	介護予防福祉用具貸与	平成25年5月20日

3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社シサマ	鳥取市南限881	株式会社シサマ	鳥取市南限881	平成25年5月20日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社シサマ	鳥取市南限881	株式会社シサマ	鳥取市南限881	平成25年5月20日

鳥取県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
こどもクリニックふかざわ	鳥取市南隈565	平成25年2月27日

鳥取県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社富士バイオメディックス	埼玉県鴻巣市東一丁目1-25	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	平成20年5月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社富士バイオメディックス	埼玉県鴻巣市東一丁目1-25	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	平成20年5月31日

鳥取県告示第499号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所

(1) 第1型研修

日時 平成25年11月10日（日）午前10時から午後5時まで

（うち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任資格取得講習」という。）の科目は、午前10時から正午まで。その他の科目は、午後1時から午後5時まで。）

場所 鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館

(2) 第1型講習

日時 平成25年10月27日（日）午後1時から午後5時まで

場所 鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館

- (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。

- 4 第2型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者

(1) レポートの提出締切日 平成25年12月20日（金）

(2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

- 5 受講申込み期間

(1) 第1型研修 平成25年10月21日（月）から同年11月1日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 第1型講習 平成25年9月30日（月）から同年10月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 第2型講習 平成25年11月11日（月）から同月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

- 6 受講料

研修受講料8,000円（特別管理産業廃棄物管理責任資格取得講習を含む。）若しくは5,000円（特別管理産業廃棄物管理責任資格取得講習を除く。）又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

- 7 受講申込み先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第500号

平成25年鳥取県告示第98号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したスーパーセンタートライアル鳥取千代水店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村

鳥取市

- 2 意見の概要

- (1) 騒音規制法、振動規制法及び鳥取県公害防止条例を遵守し、必要な届出を行うこと。
 - (2) 鳥取市景観条例に基づく届出及び鳥取市屋外広告物条例に基づく許可申請を行い、適正な施設整備を行うこと。
- 3 縦覧に供する書類
鳥取市の意見書
 - 4 縦覧に供する期間
平成25年6月18日から1月間
 - 5 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第501号

平成25年鳥取県告示第178号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）テックランド鳥取2号店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
鳥取市
- 2 意見の概要
 - (1) 騒音規制法、振動規制法及び鳥取県公害防止条例を遵守し、必要な届出を行うこと。
 - (2) 鳥取市景観条例に基づく届出及び鳥取市屋外広告物条例に基づく許可申請を行い、適正な施設整備を行うこと。
- 3 縦覧に供する書類
鳥取市の意見書
- 4 縦覧に供する期間
平成25年6月18日から1月間
- 5 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第502号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年8月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年6月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成25年6月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ネパール人づくり協力会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
廣江 研
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市西福原六丁目19-29
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、国づくりは人づくりの理念のもと、日本とネパールの人々に対して、支援及び交流に関する事業を行い、互いの研鑽に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年6月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 利 夫	米子市大袋342-3
	江 原 薫	米子市青木592
	綿 谷 英 雄	米子市青木893
	横 山 憲 将	米子市青木1122
	三 吉 孜	米子市榎原800
	田 邊 晴 美	米子市榎原835
	松 浦 萬喜男	米子市榎原1095-4
	稲 田 久	米子市榎原390-2
	吉 本 栄	米子市橋本227
	乘 本 幸 智	米子市橋本316
	乘 本 弘 二	米子市橋本302
監 事	長谷川 禎 信	米子市青木510
	渡 邊 實	米子市榎原1436
	前 田 明 徳	米子市榎原417
	加 藤 修	米子市橋本311

平成25年3月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 利 夫	米子市大袋342-3
	江 原 薫	米子市青木592
	綿 谷 英 雄	米子市青木893
	横 山 憲 将	米子市青木1122
	岩 崎 進	米子市榎原747
	田 邊 晴 美	米子市榎原835

〃 深 田 直 巳 米子市榎原1444
〃 藤 谷 盛 之 米子市榎原311
〃 吉 本 栄 米子市橋本227
〃 乘 本 幸 智 米子市橋本316
〃 乘 本 弘 二 米子市橋本302
監 事 長谷川 禎 信 米子市青木510
〃 高 田 恭 一 米子市榎原1438- 2
〃 山 本 健 司 米子市榎原386
〃 加 藤 修 米子市橋本311
平成25年 3 月21日就任 任期 4 年

鳥取県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 6 月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事 松 村 佐登志 米子市日下750
〃 松 下 清 米子市日下319
〃 山 村 茂 米子市日下304- 3
〃 船 越 操 米子市日下282
〃 山 上 武 史 米子市福万707
〃 船 岡 市 秋 米子市福万493- 2
〃 福 島 公 明 米子市福万183
〃 福 原 潤 一 米子市福万191-30
〃 田 村 浩 二 米子市福万201
〃 山 本 聰 明 米子市石州府416
監 事 畑 中 愛 国 米子市日下296
〃 佐 藤 基 米子市福万694
〃 高 橋 秀 昭 米子市石州府450

平成25年 3 月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 崎 幸 雄 米子市日下571
〃 山 根 誠 米子市日下546
〃 松 野 曉 米子市日下304- 2
〃 内 田 紹 顕 米子市日下330
〃 加 藤 勝 久 米子市福万674
〃 金 山 勝 憲 米子市福万479- 8
〃 福 島 公 明 米子市福万183
〃 福 永 一 成 米子市福万191- 1
〃 福 永 幹 雄 米子市福万140

〃 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
監 事 内 田 純 子 米子市日下280
〃 西 古 早 美 米子市福万675
〃 高 橋 幹 雄 米子市福万444
平成25年3月23日就任 任期4年

鳥取県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年6月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事 井 澤 健 一 西伯郡伯耆町上細見214
〃 石 崎 潔 西伯郡伯耆町立岩71-1
〃 田 村 辰 祥 西伯郡伯耆町吉定127
〃 松 田 孝 義 西伯郡伯耆町吉定244
〃 野 坂 英 夫 西伯郡伯耆町岸本205
〃 三 宅 幸 親 西伯郡伯耆町押口51
〃 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
〃 野 坂 次 雄 米子市石州府448
〃 船 越 千 秋 米子市福万232
〃 福 島 康 孝 米子市福万183
〃 中 本 高 夫 米子市尾高101-39
〃 松 村 博 隆 米子市尾高1189

平成25年4月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 井 原 孝 西伯郡伯耆町上細見351
〃 石 崎 潔 西伯郡伯耆町立岩71-1
〃 田 村 辰 祥 西伯郡伯耆町吉定127
〃 松 田 孝 義 西伯郡伯耆町吉定244
〃 野 坂 賢 一 西伯郡伯耆町岸本208
〃 三 宅 幸 親 西伯郡伯耆町押口51
〃 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
〃 野 坂 次 雄 米子市石州府448
〃 船 越 千 秋 米子市福万232
〃 福 島 康 孝 米子市福万183
〃 中 本 高 夫 米子市尾高101-39
〃 松 村 博 隆 米子市尾高1189

平成25年4月19日就任 任期4年

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県通信指令・総合指揮システム賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 鳥取県通信指令・総合指揮システム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年2月28日（金）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成26年3月1日から平成33年2月28日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（84月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年7月16日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出す

ること。

ウ 平成25年6月18日（火）から同年7月29日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア及びウの要件を満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年7月16日（火）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

（2） 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成25年6月18日（火）から同月28日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 入札説明会の日時及び場所

平成25年7月3日（水）午後2時

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部生活安全部通信指令課

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

平成25年7月29日（月）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月26日（金）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成25年7月16日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に84を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に84を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Equipment of Communication order system,
1 set
- (2) July 16, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) July 29, 2013 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders July 26, 2013 5 : 00 PM : Time
-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi , Tottori-shi 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110